

消防計画書

年 月 日作成

第1条 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

また、この計画の適用範囲は、管理権原の及ぶ敷地・建物すべての部分とし、この計画で定めたことは、ここに勤務し出入りするすべての者が守らなければならない。

第2条 自衛消防組織の編成及び任務等

担 当	任 務
自衛消防隊長	自衛消防隊に対する指揮, 命令, 監督等
通報連絡担当	(1) 非常ベルや放送設備にて火災発生の報知 (2) 消防機関への通報 (3) 消防隊への情報提供
初期消火担当	(1) 消火器を用いての初期消火 (2) 消火栓その他の消火設備を用いての初期消火 (3) 火災発生現場から事務所等への状況連絡
避難誘導担当	(1) 避難口の開放及び防火戸の閉鎖 (2) 最も安全な経路への避難誘導 (3) 避難完了者の人数確認
応急救護担当	(1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携, 情報の提供 (3) 負傷者の氏名, 負傷程度の記録

第3条 火災予防上の自主検査

以下の項目について、自主的に計画して検査を行い、不備欠陥があった場合は早急に改修する。

項 目	検 査 内 容
建 築 物	(1) 避難通路や階段の避難障害の有無 (2) 避難経路や避難口の戸や窓の開放障害及び施錠状況 (3) 防火戸の閉鎖障害 (4) その他、火災予防上必要な事項
火気使用設備器具	(1) 可燃物からの保有距離 (2) ガスホースの状況(老化・損傷・緩み等) (3) 油配管の状況(漏れ・損傷・緩み等) (4) 電気配線の状況(許容電流・損傷・圧迫・ほこり等) (5) 安全装置の作動状況 (6) その他、火災予防上必要な事項
危 険 物 施 設	(1) 漏れ・溢れ・飛散の状況 (2) 付帯設備(換気等)の状況 (3) 引火危険性の状況(静電気等) (4) 施錠、可燃物等の状況(放火予防対策) (5) その他、火災予防上必要な事項
電 気 設 備	(1) 電気室内の可燃物の状況 (2) 電気配線・コンセントの状況
消 防 用 設 備 等	(1) 消火器の配置状況 (2) 電源の状況 (3) スイッチ類の状況 (4) バルブ類の開閉状況 (5) その他、火災予防上必要な事項

第4条 消防用設備等の点検整備及び報告

- 1 消防用設備等の機器点検は6ヶ月ごとに行い、総合点検は年1回実施する。
- 2 点検結果は管理権原者に報告し、不備については速やかに改修する。
- 3 点検の結果は[1年に1回・3年に1回] 山形市消防長に報告する。
- 4 点検結果の記録は「防火管理台帳」に綴じて保存する。

設 備 名 設置されている設備に「○」を記入する。	消 火 器	避 難 器 具()
	屋 内 消 火 栓 設 備	誘 導 灯 ・ 標 識
	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	連 結 送 水 管
	自 動 火 災 報 知 設 備	
	漏 電 火 災 警 報 器	
	火 災 通 報 装 置	
	非 常 警 報 設 備 ()	
機 器 点 検	月 月 (6ヶ月毎)	
総 合 点 検	月 (1年毎)	
点 検 実 施 者 (業 者)		

第5条 防火対象物の点検及び報告〔該当・非該当〕

- 1 防火対象物の点検を下記点検資格者に点検させ、その結果を山形市消防長に報告する。
- 2 点検結果は管理権原者に報告し、不備については速やかに改修する。
- 3 点検結果の記録は「防火管理台帳」に綴じて保存する。

点 検 実 施 者 (業 者)	
-------------------	--

第6条 防火上必要な教育

- 1 防火の基礎知識を研修し、火気管理や避難管理の重要性を認識させる。
- 2 消防計画の内容を周知徹底することにより、任務分担等を把握させる。
- 3 訓練をとおして、消火器等の消防設備の使用方法を身に付けさせる。

第7条 訓練

- 1 以下のとおり訓練を実施する。

訓 練 種 目	訓 練 内 容	実 施 時 期
総 合 訓 練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練	____月 ____月
部 分 訓 練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	____月 ____月

- 2 以下のとおり、夜間の訓練を実施する。〔該当・非該当〕

※ 該当施設 = ①旅館・ホテル(階数3以上の建物)、②病院、③社会福祉施設のうち特定施設

夜 間 訓 練 (夜 間 想 定 を 含 む)	夜間の防火管理体制での訓練	1年に1回
------------------------------	---------------	-------

第8条 災害発生時の活動

- 1 火災発生時の活動は、おおむね以下のとおりであることを従業員に認識させる。

項 目	活 動 内 容
消 火 活 動	(1) 火事ぶれと共に、速やかに消火の行動をおこす。 (2) 直近の消火器により消火を試みる。 (3) 声又は警報設備により応援を要請する。
通 報 連 絡	(1) 火災であると認知したら、速やかに119番通報する。 (2) 声又は警報設備により建物全体に火災が発生したことを連絡する。 (3) 出火箇所から判断し、適切な避難経路を指示する。

避難誘導	(1)地上に直通する階段や出入口を明確に指示する。 (2)階段の防火区画を形成する等、安全な避難経路を確保する。 (3)逃げ遅れ者の有無を確認し、救護又は消防隊に連絡する。
------	--

- 2 地震発生時の活動は、おおむね以下のとおりであることを従業員に認識させる。二次的に火災が発生した場合は前項の活動要領に準ずる。なお、地震発生直後は、身の安全を確保することを優先する。

項目	活動内容
火災予防活動	(1)火気使用設備等の電源又は燃料の遮断等を行う。 (2)電気機器等の配線の損傷状況を確認する。 (3)ガス管、油管等の損傷状況を確認する。
通報連絡	(1)避難場所を指示する。 (2)負傷者の存在を認知したら、関係者に知らせる。 (3)負傷者の程度によっては119番通報し救急要請する。
避難誘導	(1)地上に直通する階段や出入口を明確に指示する。 (2)安全な避難経路を確保する。
救出救護	(1)負傷者の有無を確認し、救護又は救助隊に連絡する。

- 3 火災、地震以外の災害発生時の活動は、第1項及び第2項の活動に準ずるものとし、臨機応変に対応する。

第9条 消防機関との連絡

以下のとおり、防火管理についての必要事項は消防機関へ連絡する。

事案	届出書類	備考
防火管理者に変更があったとき	防火管理者選解任届	変更後遅滞なく
消防計画に変更があったとき	消防計画作成(変更)届	変更後遅滞なく
消防訓練を実施するとき	消防訓練通知書	実施前
消防用設備等の増設等があったとき	消防用設備等設置届	設置後
火気使用設備等を設置するとき	炉等設置届	設置前
少量危険物を設置するとき	少量危険物取扱届	取扱前
工事を行うとき	工事中の消防計画書	工事前
火気等を使用する露店等を開設するとき	露店等の開設届	3日前
その他		随時

第10条 工事における安全対策

- 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事従事者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
- 防火管理者は、必要に応じて工事に立ち会う。
- 使用部分の避難経路を常時確保した状態で工事を進める。
- 工事現場で喫煙させる場合は、喫煙場所を指定する。
- 工事従事者に対して、火気管理の責任者を作業部門ごとに指定し、防火管理を徹底させる。
- 既設の消防用設備等の機能を保持する。やむを得ず機能が一時的に保持できない場合は、その旨消防機関と協議し、代替となる措置を講ずる。
- 消火器は必要に応じて現場に持ち込ませ、設置位置は工事従事者の全てが把握する。
- 防火区画形成の妨げになる工事をする場合は、その旨工事関係者に周知し、火災の際は即時に防火区画を形成できる体制をとらせる。
- 塗装等に危険物を使用する場合は、適切な管理及び取扱いをさせる。
- 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をさせる。

第11条 催しにおける安全対策

- 1 防火管理者は、多数の者が集合する催しにおいて火気等を使用する露店等を屋内外(敷地内)に開設する場合には、主催者又は露店等の関係者に対して露店等の開設届を事前に消防機関へ届け出させるとともに、防火管理を徹底させ必要な指示を行う。
- 2 火気等を使用する露店等の関係者には、消火器を準備させた上で火気等を使用させる。
- 3 防火管理者は、必要に応じて露店等の開設に立ち会う。

第12条 従業員等の遵守事項

- 1 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物品を置かない。
- 2 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かない。
- 3 喫煙は指定された場所で行う。
- 4 火気設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物からの離隔を確保する。

第13条 放火防止対策

- 1 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- 2 外部倉庫、書庫等は施錠する。
- 3 終業時には、必ず施錠する。
- 4 その他
 - (1) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
 - (2) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝まで収集場所には出さない。

第14条 統括防火管理者への報告 [該当・非該当]

防火管理者等は、協議事項に定められている事項について統括防火管理者に報告する。

第15条 防火管理業務の一部委託 [該当・非該当]

防火管理業務の受託者	会社名		
	代表者職氏名		
	住所(所在地)		
	電話番号		(通常時) (緊急時)
防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 火気使用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 (消火・通報・避難誘導) <input type="checkbox"/> 定期的な巡回
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する範囲 <input type="checkbox"/> 全域 <input type="checkbox"/> 一部() 常駐する時間帯
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 火気使用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理 <input type="checkbox"/> その他()
		方法	巡回頻度 巡回する時間帯

	遠隔監視方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置(通報) <input type="checkbox"/> その他()
		方法	遠隔監視場所 現場到着までの所要時間 分

第 16 条 管理について権原が分かれている場合における防火管理の範囲 [該当・非該当]
防火管理についての権原の範囲は以下のとおり。

権原の範囲	階 名称
-------	------

第 17 条 防火管理上必要な事項

- 1 収容人員については、防火上の支障がないよう、適正に管理する。
- 2 休日、夜間の緊急連絡先は以下のとおり。

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____